

流山市農業委員会  
令和3年第5回  
総会議事録

令和3年5月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和3年第5回総会議事録

1 期 日 令和3年5月10日(月)

2 場 所 流山市役所301会議室

3 議長名 水代 啓司

4 署名委員 10番 岡田 長政  
11番 山崎 日出男

5 出席委員(委員12名)

1番 矢口 優子	2番 池田 操代
3番 金子 文雄	4番 鈴木 亨
5番 金子 孝博	6番 中嶋 清
7番 小菅 康男	8番 染谷 一嘉
9番 石井 保	10番 岡田 長政
11番 山崎 日出男	12番 水代 啓司

6 欠席委員(委員0名)

7 書記名 副主査 齊藤 恒夫

8 事務局	事務局長 恩田 一成
	事務局次長 染谷 晃
	事務局次長補佐 真通 俊人
	事務局係長 鈴木 正寿
	事務局主事 小田 嵩

9 会議目次

(1) 議案第20号	農地法第3条の規定による許可申請について	1
(2) 議案第21号	農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	3
(3) 議案第22号	農用地利用集積計画の決定について	5
(4) 議案第23号	生産緑地地区追加指定に係る意見について	7
(5) 議案第24号	特定生産緑地地区指定に係る意見について	9
(6) 議案第25号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について	13
(7) 議案第26号	農地取得下限面積の修正の必要性について	16
(8) 報告第15号	農地法第5条の規定による許可申請の取下願について	18
(9) 報告第16号	生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について	19
(10) 報告第17号	転用許可に伴う工事完了の報告について	20
(11) 報告第18号	専決処理の報告について	20

**▲開会 午後3時1分**

**○水代会長** それでは、ただ今から令和3年第5回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**○水代会長** 異議なしと認めます。

10番 岡田委員、11番 山崎委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議書記として、斉藤副主査を任命いたします。

**○水代会長** 次に、本日の総会の議案につきまして事務局より説明をお願いいたします。

染谷次長。

**◎染谷次長** お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第26号「農地取得下限面積の修正の必要性について」までの7議案について、御審議いただきたいと思えます。

また、報告事項といたしましては、報告第15号「農地法第5条の規程による許可申請の取下願について」から報告第18号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は、以上です。

よろしく御願いいたします。

**○水代会長** ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

**○水代会長** なしと認めます。

これより議事に入ります。

**○水代会長** 議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

**◎染谷次長** 議案書の1ページを御覧ください。

議案第20号

農地法第3条の規定による許可申請について  
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和3年5月10日提出

今月の申請は1件です

権利者は、松戸市七右衛門新田の方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、平方の田5筆 合計面積2,744平方メートルです。

申請事由ですが、営農意欲向上のため世帯内で贈与するものです。

議案案内図については、1ページにございますので、併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしく願いいたします。

**○水代会長** 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

**◎山崎委員長** 議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告  
いたします。

今月の案件は1件です。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の南西約2キロメートルに位置している田5筆 合計面積2,744平方メートルです。

また、申請理由につきましては、営農意欲向上のため贈与により所有権を取得するものです。

次に、権利者の営農状況ですが、権利者の耕作面積は約2ヘクタールで、農業従事者は3名です。

今後、申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということです。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること。

また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

**○水代会長** はい、ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

**○水代会長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第20号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 続いて、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページを御覧ください。

議案第21号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和3年5月10日提出

今月の申請は3件ですが、同一事業のため一括して御説明いたします。

権利者につきましては、市川市に所在する法人です。

申請がありました土地は、名都借の畑11筆、転用する合計面積3,435.56平方メートルです。

転用目的につきましては、保育所を建築するためであり、権利の種類は賃借権の設定です。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の2ページと3ページにございますので、併せて御参照ください。

御説明は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが3件です。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

議案の1番から3番は同一事業で関連があるため一括して御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、JR常磐線南柏駅の北西約1.1キロメートルに位置し、周囲は小規模な畑と住宅が混在し、東側に松ヶ丘の住宅地が近接している地域です。

そのため、『宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地でおおむね10ヘクタール未満の土地』として、第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は賃借権の設定で、転用目的は保育所を整備しようとするものです。

権利者は、市川市に本店を置く株式会社で、平成26年に設立されており、事業内

容は、保育所・学童クラブの運営等です。

申請理由について御説明いたします。

権利者は、現在、流山市内では南流山とおおたかの森に2か所の保育所と松ヶ丘で0歳～2歳児までの小規模保育事業所を運営しております。

今回、流山市から名都借・松ヶ丘・向小金地区を対象とした認可保育園の公募があったこと。

また、松ヶ丘で小規模保育事業所を開設したこともあり、近隣で保育所用地を求めていたところ、十分な広さを確保した保育所用地として地権者の協力が得られたことから、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

定員120名の木造平屋建ての保育所の建築及び園庭等を整備する計画です。

土砂等の流出対策については、隣接地との境界に2段から3段のコンクリートブロックによる土留めとフェンスを設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は地下浸透貯留槽を設置し、オーバーフロー分は拡幅道路に新設する側溝に排水する計画とし、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後に、同じく拡幅道路に新設する側溝に排水する計画とのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、スクリーン写真のとおりで、申請地周辺につきましては北側が道路、南側に住宅が建っており、その他は畑となっています。

次に、資金計画ですが、土地賃料が月額90万円、建設費、整備費その他諸経費を合わせて約4億円の計画となっており、自己資金及び国の補助金で賄うとのことで、法人の残高証明書及び補助金交付の内示に係る書面が添付されています。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中ということです。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

無ければ、私から1点お尋ねします。

開発行為で、北側道路幅員6メートルの道路となるという計画ですが、借地部分も公道となるのでしょうか？

事務局で分かる範囲でご説明願います。

◎事務局(染谷次長) ご質問のセットバックする道路部分ですが、開発の完了後に市に帰属する計画となっています。

○水代会長 分かりました。

他に御質問ございませんか。

◆染谷推進委員 園児の送り迎え用車両の駐車スペースは有りますか。

◎事務局(染谷次長) 敷地内駐車場の駐車台数は15台を計画しています。

小委員会ヒアリングでも、計画台数が十分な台数なのかと質問が出ました。もし台数が不足するようであれば、近隣で新たに借りていただくなりして工夫して運用していただくよう要請しました。

◎事務局(真通次長補佐) 駐車場とは別に、保育園玄関前に植栽でロータリーを配置して、建物前には車寄せ部を設けています。

園児の送迎時はこちらでの乗降を計画しています。

◆染谷推進委員 職員用の駐車場についてはどうですか。

◎事務局(染谷次長) この件につきましても小委員会でヒアリングいたしました。

市の開発指導の協議の中で駐車台数15台という計画内容となりましたが、前述のように、もし台数が不足するようであれば、近隣で新たに借りていただくなり、工夫して運用していただくよう要請しました。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

ここは、(園児)定員は何名ですか。

◎事務局(染谷次長) 120名です。

○水代会長 職員用の駐車場は、別に設けさせるようにしますか。

◎事務局(染谷次長) 繰り返しにはなりますが、小委員会において、もし駐車台数が不足するようであれば、近隣で新たに借りていただくなり、工夫して運用していただくよう要請しました。

また、この園は、主に松ヶ丘・向小金地区の園児が多く利用されると思いますが、2台のスクールバスを送迎用に利用する計画となっています。

○水代会長 わかりました。

ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第21号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第22号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の4ページをお開きください。

## 議案第22号

農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和3年5月10日提出

今月の申請は新規1件、更新が1件です

はじめに、議案の1番の権利者は、流山市下花輪にお住いの方で職業は兼農です。

対象となる農地は、西深井にあります田3筆 合計面積2,039平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により6年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、4ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案の2番の権利者は、流山市中野久木にお住いの方で職業は農業です。

対象となる農地は、中野久木にあります田2筆 合計面積1,289平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、5ページにございますので、併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は以上です。

御審議よろしくお願いたします。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第22号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が1件、更新が1件です。

はじめに、新規の案件です。

1番ですが本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものです。

最初に、権利者の職業は兼農で年齢は57歳です。

農業従事者は4名で、農業従事日数は150日です。

申請地につきましては、写真のとおりとなっております。

次に、更新の案件です。

2番ですが本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は74歳です。

農業従事者は2名で、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおりとなっております。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の2番については、石井委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

石井委員の退席を求めます。

(午後3時27分 石井委員退席)

○水代会長 これより、本案の2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号の2番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第22号の2番については、承認することに決定いたしました。

石井委員の除斥を解きます。

(午後3時28分 石井委員入室)

○水代会長 次に、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号の1番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第22号の1番については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 続いて、議案第23号「生産緑地地区追加指定に係る意見について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページを御覧ください。

議案第23号

生産緑地地区追加指定に係る意見について

生産緑地地区追加指定に係る照会が次のとおりあったので、意見を求める。

令和3年5月10日提出

生産緑地地区の追加指定につきましては、今年の2月に本市の都市計画課において、追加指定の申請受付があり、5名の方から申請がありました。

生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、市長から当該土地が生産緑地法

第2条第1号に規定する農地等に該当しているのかどうか、農業委員会に意見を求められたものです。

1番の申請者は、流山市おおたかの森東にお住まいの方です。

申請がありました土地は、おおたかの森東の登記地目宅地1筆 面積は301.05平方メートルです。

議案案内図につきましては、6ページにありますので併せて御参照ください。

2番の申請者は、流山市西平井にお住まいの方です。

申請がありました土地は、西平井の登記地目宅地2筆 合計面積は595.28平方メートルです。

議案案内図につきましては、7ページにありますので併せて御参照ください。

3番の申請者は、流山市おおたかの森東にお住まいの方です。

申請がありました土地は、おおたかの森東の登記地目宅地1筆 面積は409.13平方メートルです。

議案案内図につきましては、8ページにありますので併せて御参照ください。

4番の申請者は、流山市おおたかの森東にお住まいの方です。

申請がありました土地は、おおたかの森東の登記地目宅地1筆 面積は618.87平方メートルです。

議案案内図につきましては、8ページにありますので併せて御参照ください。

5番の申請者は、流山市おおたかの森西にお住まいの方です。

申請がありました土地は、おおたかの森西の登記地目宅地1筆の一部 面積403平方メートルです。

議案案内図につきましては、9ページにありますので併せて御参照ください。

御説明は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第23号「生産緑地地区追加指定に係る意見について」御報告いたします。

今回は、5件の申請について照会がありました。

本案につきましては、現地調査を行っております。

はじめに、1番について御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の北東約1.1キロメートルに位置している畑で、果樹の苗木が植え付けられていました。

次に、2番について御報告いたします。

申請地は、流鉄流山線平和台駅の南東約500メートルに位置している畑で、耕起作付け済みの状況でした。

次に、3番について御報告いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の東約800メートルに位置している畑で、果樹の苗木が植え付けられていました。

次に、4番について御報告いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の東約900メートルに位置している畑で、耕起作付け済みの状況でした。

次に、5番について御報告いたします。

申請地は、東武線初石駅の南約700メートルに位置している畑で、竹林として管理されている状況でした。

以上、現地調査を基に審査を行ったところ、申請のあった土地は生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当していることを確認したため、その旨を市に回答するという結論に達しました。

以上です。

よろしく御審議をお願いします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

私から1点質問いたします。

議案3番の果樹の樹種は何ですか？

◎山崎委員長 柿です。

○水代会長 議案5番の竹林に関する現地調査での状況について、ご説明をお願いします。

◎山崎委員長 申請者のお宅の入り口で、直売コーナーを設けています。

そこでタケノコも販売しています。

当該申請地は、きれいに整備されていました。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当していると回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第23号については、農地等に該当していることを市に回答することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長

続いて、議案第24号「特定生産緑地地区指定に係る意見について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の7ページをお開きください。

議案第24号

特定生産緑地地区指定に係る意見について

特定生産緑地地区指定に係る照会が、次のとおりあったので、意見を求める。

令和3年5月10日提出

生産緑地については、指定から30年を経過すると、いつでも買取り申し出、いわゆる指定解除の手続きが可能となりますが、農地課税の税制特例措置は受けられなくなってしまう。

そこで、10年間生産緑地を延長できるのが「特定生産緑地」制度です。

これは、所有者からの申し出に基づき、市が特定生産緑地に指定した場合、期間が10年間延長されます。

今回、平成4年及び平成7年に指定した生産緑地のうち、特定生産緑地への指定の申し出があった農地について、市長から当該土地が生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当しているのかどうか、農業委員会に意見を求められたものです。

特定生産緑地指定の申し出があった土地は、別紙の「特定生産緑地指定意向一覧」を御覧ください。

82件 242筆 合計177,680平方メートルの申し出がありました。

議案第23号のように、新たに生産緑地として追加指定を行う場合は、小委員会にて現地確認を行っていただき御審議いただいておりますが、242筆すべてを短期間に現地確認することは、時間的に困難であること。

また、約30年前の当初指定の際にも農業委員会で審議されていることから、当該地につきましては、令和3年4月に事務局職員にて現地確認を行い農地利用されていることを確認いたしました。

現地の状況については、これから事務局の小田より、各地区の生産緑地を抜粋して前方のスクリーンに投影して順次御説明いたします。

◎**事務局(小田主事)**

それでは、事務局で現地確認した生産緑地を抜粋して、お手元の地図ごとにご説明します。(スクリーンに写真投影しながら)

最初に別添地図1ページをご覧ください。

(生産緑地番号)22番、28番、34番、38番

次に、地図2ページ 42番、44番、45番、12番

次に、地図3ページ 45番、47番、50番、3ページ南側で 119番、123番、129番、136番

続いて、地図4ページ 三輪野山地区で 66番、67番、68番、加地区で 76番、77番、平和台地区で 84番、85番、宮園で 117番

続いて、地図5ページ 西平井・南流山地区 91番、97番、102番、鱈ヶ崎地区

106番、111番、112番、116番

次に、別添資料6ページ 松ヶ丘 139番、向小金・名都借地区で 143番、146番、149番、154番、157番

御説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

私から質問いたします。

ただ今、説明のあった中で生産緑地番号の45番(駒木)と154番(向小金)は、貸農園ですか。

生産緑地は自耕作ではないですか。

◎事務局(鈴木係長) 自耕作でなければならぬとされているのは、そこが生産緑地で、かつ、相続税の納税猶予を受けている場合です。

納税猶予を受けていなければ、農地として利用をしていけば生産緑地法上は良いとされています。

但し、自耕作していなかった場合に問題となる場合があり、土地の所有者が亡くなった時や故障した時、すなわち生産緑地を解除する時に、他者が耕作していると主たる農業の従事者としての取り扱いが問題となってきます。

○水代会長 自耕作なのか、貸農園等で他者に貸しているのかの登録はありますか。

◎事務局(鈴木係長) 登録はありませんので、小委員会での現地確認と関係者からのヒアリングを行い確認し、農業委員さんに主たる従事者であるかのご判断をいただいている訳です。

○水代会長 30年前に生産緑地指定と納税猶予申請を併せて行った件数はどのくらいありますか。

◎事務局(鈴木係長) 数字が手元には無いのですが、生産緑地所有者が全員納税猶予を受けていらっしゃる訳ではありません。

納税猶予を受けている方の方が限られている状況です。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

◆6番(中嶋委員) 参考までにお聞きします。

今現在の生産緑地の件数と面積はどれくらいありますか。

◎事務局(鈴木係長) 今、市内では約260地区・約70ヘクタールの生産緑地があります。

○水代会長 他に御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 この後、採決に移りますが、生産緑地番号152番は藍川委員に関する案件、生産緑地番号157番の一部は私に関する案件です。

それぞれ、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により関係委員の退席を願い、質疑がないことを確認したのちに採決いたします。

藍川委員の退席を求めます。

(午後4時00分 藍川委員退席)

○水代会長 これより、本案のうち生産緑地番号152番に対する質疑に入ります。  
質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案のうち、生産緑地番号152番について、農地等に該当していると回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって生産緑地番号152番については、農地等に該当していると回答することに決定いたしました。

藍川委員の除斥を解きます。

(午後4時1分 藍川委員入室)

○水代会長 続いて、私に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退席いたします。

それでは、議長を岡田会長職務代理に交代し、御審議をお願いいたします。

それでは、退席いたします。

岡田会長職務代理、よろしくをお願いいたします。

(午後4時2分 水代会長 退席)

議長を岡田職務代理に交代

○岡田会長職務代理者 水代会長に代わり、本案のうち、生産緑地番号157番の一部3筆の案件について、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、生産緑地番号157番の一部、3筆に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○岡田会長職務代理者 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案のうち、生産緑地番号157番の一部、3筆について農地等に該当していると回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって生産緑地番号157番の一部、3筆については農地等に該当していると回答することに決定いたしました。

水代委員の除斥を解き、議長を会長に交代させていただきます。

ありがとうございました。

(午後4時3分 水代会長 入室)

○水代会長 岡田会長職務代理、どうもありがとうございました。

これより、再度議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

続いて、それ以外の生産緑地について、ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案のその他の生産緑地について、農地等に該当していると回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって本案については、農地等に該当していると回答することに決定いたしました。ありがとうございました。

○水代会長 続いて、議案第25号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第25号

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画を次のとおり決定するものとする。

令和3年5月10日提出

本案につきましては、農林水産省からの「農業委員会の適正な事務実施について」の通知に基づき、毎年策定を行っているもので、農業委員会の透明性、公平性の確保及び地域住民等への農業委員会事務の理解促進を図ることを目的として、農業委員会活動の点検評価及び活動計画を作成するものであります。

また、本案の策定につきましては、2回にわたりまして、総合農政検討委員会において御検討いただき、その案を策定していただいたものであります。

次に、案の内容につきましては、総合農政検討委員会の方以外にも事前にお送りしておりますので、詳細につきましては、省略させていただきます、ここでは概要について申し上げさせていただきますと思います。

右上に資料1とある「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」を御覧ください。

各項目について、順に御説明いたします。

最初に、1ページの「農業委員会の状況」についてですが、流山市の農業の概要及び農業委員会の体制について、年度当初の概要が記載されたものです。

次に、2ページの「担い手への農地の利用集積・集約化」についてですが、担い手の一斉確保について目標値を定め、その活動を点検評価するものです。

結果として、令和2年度新規目標4.3ヘクタールに対して、2.66ヘクタールで、目標値を達成できませんでしたが、利用期間が到来した農地については、9.2ヘクタールが更新されました。

項目Ⅲは、3ページの「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてですが、新規参入の取り組みについて目標値を定め、その活動内容について点検評価しました。

新規参入を0.3ヘクタールとしましたが、新規参入はありませんでした。

新規就農に関するご相談は、農業委員会への電話や窓口訪問などが随時ありましたが、農業経験が乏しい方々からの相談がほとんどで、具体的な参入には至りませんでした。

項目Ⅳは、4ページの「遊休農地に関する措置に関する評価」についてですが、こちらも目標値を定め、活動内容について点検評価を行うものです。

これについては、遊休農地の解消目標を0.2ヘクタールとしましたが、解消には至りませんでした。

項目Ⅴは、5ページの「違反転用への適正な対応」についてです。

違反転用への対応内容を記し、その活動内容を点検評価するものです。

これについては、違反転用はありませんでした。

項目Ⅵは、6ページと7ページの「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」についてですが、農地法第3条に基づく許可事務、農地転用に関する事務、農地所有適格法人からの報告への対応、情報提供に対する適正かつ公平な事務が行われていたか等を点検評価するものです。

これについては、6ページと7ページに記載のとおり、適正に事務を執行いたしました。

項目Ⅶと項目Ⅷは、8ページの「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」と「事務の実施状況の公表等」であります。

地域農業者からの要望等はありませんでした。

事務の実施状況の公表等についてですが、農業委員会総会の議事録、活動点検評価については、市ホームページに公表しております。

また、農地利用最適化推進施策の意見については、12月に流山市長に対し提出した意見の概要を記載しました。

続きまして、別紙資料2の「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」を御覧いただきたいと思えます。

初めに、1ページを御覧ください。

項目Ⅰの「農業委員会の状況」の欄の「農家・農地等の概要」は、農林業センサス等に基づき記載をさせて頂きました。

「農業委員会の体制」につきましては、現在の体制を記載させて頂きました。

次に、資料の2ページをお開きください。

項目Ⅱの「担い手への農地の利用集積・集約化」についてですが、課題として、

「農業従事者の減少・高齢化等により遊休農地は増加しているが、小規模な農地や条件の良くない農地が多く、担い手への集積を図る上で課題となっている。」と記載をさせて頂きました。

その課題及び昨年度の実績を考慮し、目標集積面積は「3.2ヘクタール」とし、活動計画は、「市ホームページ等を活用し、利用集積事業制度の周知を行う。市農業振興課と連携し、貸付希望地の情報収集を行うとともに、担い手の規模拡大希望があれば、マッチングに努める。各委員により、地域の動向や情報を収集し、担い手への集積に努める。」と記載をさせて頂きました。

項目Ⅲの「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」についてですが、課題として、「本市は首都近郊に位置し、新たな一団となった農地の取得等が難しい状況にある。また、本市は土地区画整理事業等により市街地化が著しく、農業経営が難しい状況下にある。」と記載をさせて頂きました。

その課題及び昨年状況を考慮し、参入目標数は、「1経営体0.3ヘクタール」、活動計画は、「新規参入に関する相談窓口を開設する。新規参入に関する情報の周知を市ホームページ等で行う。」と記載をさせて頂きました。

次に、資料の3ページを御覧ください。

項目Ⅳの「遊休農地に関する措置」についてですが、課題として「利用状況調査により新たに把握した遊休農地については、利用意向調査実施後の継続的な状況確認や利用集積への誘導等を図る必要がある。また、遊休農地発生防止策として、所有者への啓発が必要である。」と記載をさせて頂きました。

その課題及び昨年状況を考慮し、目標解消面積は、「0.2ヘクタール」。活動計画は、利用状況調査の活動計画を記載させて頂きました。

項目Ⅴの「違反転用への適正な対応」についてですが、課題として「違反転用事案については、以前からの継続案件が多く、時間の経過もあり是正が困難な事例が多い。」と記載をさせて頂きました。

その課題を受け、活動計画は、「小委員会における現地調査時に、違反転用パトロールを兼ねて行う。市ホームページや市広報に違反転用防止対策記事を掲載し、啓発を行う。また、農業関係機関と連携し、農家回覧等により周知を行う。農地違反転用対策委員会等において、必要な是正指導を行う。」と記載をさせて頂きました。

最後になりますが、本日、御承認を頂きました際には、市のホームページに掲載する予定です。

本案の御説明は以上です。

御審議のほど、よろしくお願い致します。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第25号『令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について』審議の経過と結果について御報告いたします。

本案につきましては、農林水産省が公表しております「農業委員会の適正な事務実施について」に基づいて、先月及び本日の総合農政検討委員会で、昨年度の活動内容と本年度の活動計画について審議致しました。

その結果、総会に提出するべく、別紙のとおり案をまとめさせていただきました。

内容につきましては、先ほどの事務局の説明のとおりです。

以上で、総合農政検討委員会における審議の経過と結果について、御報告を終わらせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

私から1点お聞きします。

管内農地面積についてですが、令和3年度の項目Ⅰ農地等の概要における耕地面積の367ヘクタールに対し、項目Ⅳ遊休農地の管内農地面積は370.7ヘクタールのように数値が異なっているのですが、この誤差は何ですか。

◎事務局(小田主事) ご説明いたします。

項目Ⅳ遊休農地に関する方の農地面積は、毎年夏に委員皆さんに現地調査して頂いている「利用状況調査」の面積が加わっているもので、その差分だけ異なっています。

項目Ⅰ耕地面積と項目Ⅳ管内農地面積と同表記のように見えますが、遊休農地面積が含まれているか、いないかの違いの数値差です。

○水代会長 判りました。

ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第25号については、原案のとおりとすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第26号「農地取得下限面積の修正の必要性について」を議題いたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページをお開きください。

議案第26号

## 農地取得下限面積の修正の必要性について

農地法第3条第2項第5号に係る別段面積については、次の理由により修正を行わないものとする。

令和2年5月11日提出

- 1 農地法施行規則第17条第1項関係について、2015年農林業センサス確定値では、市内において30アール未満の農地を耕作の事業に供している農家数が、その総数のおおむね40%を下回っていない。
- 2 農地法施行規則第17条第2項関係について、農地の利用集積や担い手の育成が進みつつある。

また、遊休農地面積が農地面積の約1%と低い現状である。

本案について説明いたします。

「農地法第3条第2項第5号に係る別段面積」いわゆる農地取得の下限面積については、現在、流山市では30アールと設定されております。

農林水産省からの通知「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき、農地法第3条申請の際の許可基準の一つとなっております下限面積の設定について、修正の必要があるかないかの検討を毎年行うこととされております。

本案についても、本日の総会前に、総合農政検討委員会において御検討いただきました。

次にこの下限面積の設定について御説明いたします。

下限面積を設定するには2つ要件があり、いずれかに当てはまる必要がありますため、その要件に該当しているかを検討いたします。

一つ目の農地法施行規則第17条第1項の関係につきまして、農業委員会が定める別段の面積(下限面積)は、耕作面積別の農家数が、農家全体の総数のおおむね100分の40を下回らないように算定することとされております。

このことから、ここでは本市の耕作面積別の農家数を比較し、全体の40%のラインを見て、下限面積を検討していただきました。

次に、二つ目の農地法施行規則第17条第2項の要件ですが、新規就農を促進する観点から、遊休農地が相当程度存在し、下限面積未満の農家が増加することによって、農地の利用の確保に支障がない場合は、適当な面積を定めることができるとされております。

また、国の処理基準の中では、高齢化などにより農地の遊休化が深刻な状況にあり、下限面積を弾力化して新規就農等を促進しなければ、農地の保全及び有効利用が図られない場合は、この規定を適用することができると定められておりますことから、ここでは遊休農地の割合などを勘案し、検討をしていただきました。

最後になりますが、本日御承認をいただけましたら、市ホームページ等で周知を図っていく予定です。

御説明につきましては以上です。

よろしく申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

◎山崎委員長 議案第26号『農地取得下限面積の修正の必要性について』の審議の結果について、御報告いたします。

本案について審議すべき案件については、先ほど事務局の説明があったとおりであります。

そこで、農地法施行規則第17条第1項及び第2項に基づき、審議いたしました。

始めに、第17条第1項に関する事項については、2015年世界農林業センサスで、経営面積が本市の下限面積である30アール未満の農家数が310戸あり、総農家数574戸の54パーセントであることから、基準である40パーセントを下回らない状況でありました。

次に、第17条第2項では、令和2年度の利用状況調査において、遊休農地の面積が3.70ヘクタールで、市内全体の耕地面積370.7ヘクタールに対し、約1パーセントと低い状態でありました。

よって、農地法第3条第2項第5号に係る下限面積については、農地法施行規則第17条第1項の要件を満たすことから、現在の30アールのままとし、修正を行わないことに決定いたしました。

以上で、総合農政検討委員会における審議の結果について、御報告を終わらせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 はい、ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第26号については、原案のとおりとすることに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、報告第15号「農地法第5条の規程による許可申請の取下願について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の10ページを御覧ください。

報告第15号

農地法第5条の規定による許可申請の取下願について  
農地法第5条の規定による許可申請の取下願が次のとおりあったので報告する。

令和3年5月10日報告

本件は、西深井にあります畑1,386平方メートルを駐車場に転用したいということで令和2年12月25日付で申請があり、令和3年1月総会で御審議いただき、継続審査になった案件でございます。

議案案内図については10ページと11ページを御参照ください。

この件については、その後、権利者と義務者の間での事業に関する契約解除に伴い、令和3年4月5日に取下願の提出があったものです。

御報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第16号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の11ページをお開きください。

報告第16号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

令和3年5月10日報告

今月は、6件のあっせん依頼がありました

斡旋依頼がありました土地について御説明いたします。

1番は、野々下の現況畑4筆 合計面積3,939.05平方メートルです。

議案案内図につきましては、12ページを御参照ください。

次に2番から5番は、思井の畑3筆、合計面積1,662平方メートル及び芝崎の田2筆 合計面積2,042平方メートルです。

議案案内図につきましては、13ページと14ページを御参照ください。

最後に6番ですが、駒木の畑1筆 面積3,728平方メートルです。

議案案内図につきましては、15ページを御参照ください。

これらについては、本年3月総会の議案第18号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」で御承認をいただきました方の農地であります。

今後、買取り申出から3か月後のそれぞれ、令和3年6月16日、6月22日、6月23日までに買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることとなります。

今月の生産緑地買取り申出についての報告は、以上です。

よろしくお願ひいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第17号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の13ページをお開きください。

報告第17号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和3年5月10日報告

本件は、令和3年1月の総会で審議がなされ、令和3年1月20日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の16ページと17ページにございます。

本件につきましては、4月14日に山崎委員と小菅委員に御確認をいただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せて御参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は、以上です。

よろしくお願ひいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第18号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の14ページをお開きください。

報告第18号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月10日報告

最初に、1の農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第3条の届出の報告は、5件 8筆 合計面積6,623平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理い

たしました。

つぎに、2の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、7件 11筆 合計面積2,898.32平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、3の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、24件 154筆 合計面積77,544.77平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の16ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が4件、その他の建物施設用地が3件の計7件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が13件、マンションの区分所有が6件、工鉱業用地が3件、道水道用地が1件、その他の建物施設用地が1件の計24件の届出がありました。

今月の専決処理の御報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がございましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和3年第5回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時40分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和3年5月10日

流山市農業委員会 会長

水代啓司

流山市農業委員会 委員

岡田長政

流山市農業委員会 委員

小嶋日出男